

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療薬務課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (4件) (商工政策課)	1
○保安林の指定に係る通知の掲示 (治山林道課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (会計管理課)	3
公 告	
○平成23年度前期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	3
○平成23年度随時実施技能検定試験の実施 (")	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8

告 示

高知県告示第101号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知県・高知市 病院企業団立高知医療センター	高知市池2521番地1号	平23・2・26	平26・2・25

高知県告示第102号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。
平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮

革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十市	平成23年7月4日	午後1時30分から午後2時15分まで	富山地区集会所
"	"	午後3時から午後3時45分まで	J A高知はた東部出張所
"	平成23年7月5日	午前9時30分から午前11時まで	J A高知はた旧中筋出張所
"	"	午後1時から午後1時45分まで	四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ
"	"	午後2時45分から午後4時45分まで	ホームセンターマルニ四万十店駐車場
"	平成23年7月6日	午前9時30分から午前11時30分まで	下田地区集会所
"	"	午後1時から午後4時まで	J A高知はた中村支所やさい集出荷場
"	平成23年7月7日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	四万十市立文化センター
"	平成23年7月8日	午前9時から午前11時まで	"
"	平成23年7月12日	午前9時から午前10時まで	口屋内集出荷施設前
"	"	午前11時から午前11時45分まで	津野川小学校
"	"	午後1時から午後	四万十市西土佐総

		4時まで	合支所
"	平成23年7月13日	午前10時30分から午前11時まで	株式会社大宮産業
四万十市	平成23年7月14日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

四万十市

(2) 検査の年月日

平成23年7月14日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第103号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐市	平成23年7月19日	午前10時30分から午前11時30分まで	J Aとさし北原集出荷場
"	"	午後1時から午後2時30分まで	J Aとさし戸波支所園芸品集出荷場
"	平成23年7月20日	午前10時30分から午前11時30分まで	新居コミュニティーセンター
"	"	午後1時から午後2時30分まで	高知県漁業協同組合宇佐統括支所
"	平成23年7月	午前10時から正午	J Aとさし高岡支

	21日	まで及び午後1時から午後3時まで	所
〃	平成23年7月22日	午前10時から正午まで	〃
〃	平成23年7月25日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域
土佐市

(2) 検査の年月日

平成23年7月25日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第104号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
仁淀川町	平成23年9月5日	午前11時20分から正午まで	仁淀川町役場長者出張所
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	平成23年9月6日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	仁淀川町役場

〃	平成23年9月7日	午後1時から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所
〃	平成23年9月8日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

仁淀川町

(2) 検査の年月日

平成23年9月8日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第105号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
いの町	平成23年9月12日	午前11時から正午まで	吾北山村開発センター
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	いの町立吾北中央公民館
〃	平成23年9月13日	午前9時30分から午前10時まで	土佐れいほく農業協同組合脇ノ山事業所
〃	〃	午前10時45分から正午まで	いの町本川プラチナ交流センター
〃	平成23年9月	午前10時から午前	旧伊野町農業協同

	14日	11時30分まで	組合八田支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	波川公民館
〃	〃	午後3時から午後4時まで	高知県中部教育事務所
〃	平成23年9月15日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	いの町役場
〃	平成23年9月16日	午前10時30分から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合神谷支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	大原ハイヤー勝賀瀬営業所
〃	平成23年9月20日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

いの町

(2) 検査の年月日

平成23年9月20日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第106号

平成23年1月農林水産省告示第149号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡5370番地
イ 氏名
鎌倉 徳太郎

- (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡4639番地2
イ 氏名
吉田 嘉吉
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡46番屋敷
イ 氏名
竹本 百治
 - (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡48番屋敷
イ 氏名
西森 通
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡長者村川渡38番地
イ 氏名
片岡 利太郎
 - (6)ア 登記簿記載の住所
高岡郡長者村長者14番屋敷
イ 氏名
古味 広恵
 - (7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡
イ 氏名
堀部 弥太郎
 - (8)ア 登記簿記載の住所
大阪府大阪市港区音羽町二丁目16番地
イ 氏名
吉田 保
- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町川渡字屋敷後4469、4470、11799から11803
まで、11805
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
期間及び樹種について
- 高知県告示第107号**
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成23年3月1日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月1日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町助藤字スケト ヲ1087番1から 長岡郡本山町木能津字ニシ ノシバ3630番2まで	550	平成23年3月1 日

高知県告示第108号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第
4条第4項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承
認したので、次のとおり告示する。
平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者
の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 宿毛市幸町7-54 宿毛警察署内
高知県交通安全協会
(変更後) 宿毛市幸町6-51 宿毛警察署仮庁舎内
高知県交通安全協会
- 3 変更承認年月日
平成23年2月16日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66
条第3項の規定により、平成23年度前期技能検定試験の実施につ
いて次のとおり公告する。
平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業
は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。
(1) 一級及び二級職種
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作
業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処
理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処
理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、

フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作
業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセン
タ作業）、放電加工（数値制御彫形放電加工作業、ワイ
ヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金
（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき
作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作
業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械
組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研
削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気
機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備
（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作
業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具
製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作
業、木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、
とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コ
ンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り
作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム
系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、
セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FR
P防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕
上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作
業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事
作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表
具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作
業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、
写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾
展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作
業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処
理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処
理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、
フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作
業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金
作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕
上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作
業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立
て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、内装仕
上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工
事作業、ボード仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業）、
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装
飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー
装飾作業）

(3) 単一等級職種

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）
 2 実施期日、実施場所等
 (1) 実技試験
 ア 実施期日
 平成23年6月6日（月）から同年9月11日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
 イ 実施場所
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
 ウ 手数料
 検定職種ごとに次のとおりである。
 (ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	16,500円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	心無し研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
放電加工	数値制御形彫り放電加工	

	作業
	ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業

建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	セメント系防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	F R P 防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	表具作業
	壁装作業

塗装	建築塗装作業	13,700円
	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
写真	肖像写真デジタル作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,000円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	

	マシニングセンタ作業
建築板金	内外装板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
とび	とび作業
左官	左官作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
塗装	金属塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ平成23年5月31日（火）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 (2) 学科試験
 ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。
 (ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	平成23年8月21日（日）
機械加工 鉄工 めっき アルミニウム陽極酸化処理 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成23年8月28日（日）
写真	平成23年8月31日（水）
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成23年9月4日（日）

塗料調色	
(イ) 三級職種	
検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 広告美術仕上げ 商品装飾展示 フラワー装飾	平成23年7月24日（日）
金属熱処理	平成23年8月21日

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4（高知地域職業訓練センター（平成23年4月1日以降は、高知県立地域職業訓練センター）内）高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 書類の受付期間
平成23年4月11日（月）から同月20日（水）まで（郵送による場合は、平成23年4月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成23年9月30日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月24日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月26日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付
一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成23年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成23年3月1日
高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種
実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎一級

又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

- (1) 三級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
- (2) 基礎一級及び基礎二級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

- 2 実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
- ア 実施期日
平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
検定職種ごとに次のとおりである。

検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造	16,500円

機械加工
 金属プレス加工
 鉄工
 建築板金
 工場板金
 めっき
 アルミニウム陽極酸化処理
 仕上げ
 ダイカスト
 機械保全
 電子機器組立て
 電気機器組立て
 プリント配線板製造
 冷凍空調和機器施工
 染色
 ニット製品製造
 紳士服製造
 寝具製作
 帆布製品製造
 布はく縫製
 家具製作
 建具製作
 紙器・段ボール箱製造
 印刷
 製本
 プラスチック成形
 強化プラスチック成形
 石材施工
 パン製造
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造
 水産練り製品製造
 建築大工
 かわらぶき
 とび
 左官
 タイル張り
 配管
 型枠施工
 鉄筋施工
 コンクリート圧送施工
 防水施工
 内装仕上げ施工
 熱絶縁施工
 サッシ施工
 ウェルポイント施工

表装 塗装 工業包装	
機械検査 婦人子供服製造	13,700円

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
- ア 実施期日
 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
- イ 実施場所
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
 3,100円
- 3 技能検定受検申請書の受付期間
 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、随時受け付ける。
- 4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先
 高知市布師田3992-4（高知地域職業訓練センター（平成23年4月1日以降は、高知県立地域職業訓練センター）内）高知県職業能力開発協会
 なお、技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 合格者の発表等
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。
 また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。
- 6 その他
 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。
 また、この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

教育委員会規則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第2号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に改める。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第14条中「職員」を「第21条に定めるもののほか、職員」に改める。

第16条中「教育長」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第17条第1項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「校長」を「校長」に改め、同条第4項及び第5項中「別に」を「教育長が」に改める。

第21条中「に関して」を「に關し」に改め、同条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（保護者等が負担する経費等に関する事務処理）

第21条 校長は、次に掲げる経費の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 積立金、生徒会費等学校の教育活動を行うために当該学校の生徒の保護者又は生徒が負担する経費であつて、校長が適当であると認めるもの

(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第5条第2項又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第5条第2項の規定により学校の生徒の保護者等又は生徒が負担する経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が適当であると認めて指定する経費

2 校長は、学校の運営上適当であると認める場合は、次に掲げる団体からの委任に基づき、当該団体の会費その他校長が適当であると認めるものの収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 学校の生徒の保護者及び職員で構成される団体で、当該学校の教育活動の支援を目的とするもの

- (2) 学校の卒業生で構成される団体で、卒業生の親睦及び卒業生による当該学校の教育活動の支援を目的とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の教育活動の支援を目的とする団体
- 3 校長及び第7条第2項の規定により前2項に規定する事務を分掌する職員は、教育長が定めるところにより、当該事務を適正に処理しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第3号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第12条」に改める。

第12条第6号中「所定の場所以外の場所で」を「青少年センター内において」に改める。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「@」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。